

令和6年10月3日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長

### 理由説明書

苦情申出人は、東京地方裁判所（以下「原判断庁」という。）がした一部不開示の判断に対し、不開示部分が本当に不開示情報に相当するかどうか不明である旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

#### 記

##### 1 開示申出の内容

東京地裁の令和5年度及び令和6年度幹部連絡会の開催日程が書いてある文書

##### 2 原判断庁の判断内容

原判断庁は、1の開示申出に対し、令和6年8月7日付で一部不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

##### 3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 原判断庁が不開示とした情報は、各開示対象文書に記載された原判断庁幹部職員連絡会の将来の開催日時及び場所に関する情報（これらを推知可能な情報を含む。）である。これらの情報を公にすると、幹部職員連絡会の実施を妨害されるなどして、幹部職員連絡会に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第6号に定める不開示情報に相当する。

(2) よって、原判断は相当である。